

「歩きたばこ及び路上喫煙禁止区域の指定について」の説明資料

1 趣旨

市民等の身体及び財産への被害の防止を図るため、特に歩きたばこ及び路上喫煙の防止に重点的に取り組む必要があると認める区域を禁止区域として指定（生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例第8条）

2 場所

近鉄生駒駅周辺

別添地図参照

3 実施時期

開始：平成30年6月1日から

実施時間：終日

4 指定喫煙場所

アントレ広場1箇所

5 違反者に対する処分

- ・ 勧告
- ・ 勧告に従わない場合、命令
- ・ 命令に従わない場合、2万円の過料

6 啓発方法

- ・ 禁止区域の地図の掲示
- ・ 路面貼付標識を禁止区域に表示
- ・ 広報いこま及びホームページで実施内容を案内
- ・ のぼり及びポスター等による啓発

近鉄生駒駅周辺の禁止区域

